

平成29年8月1日

第 8 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：平成29年8月1日（火） 午前 10時20分

場 所：呉市役所 2階 201, 202号室

付議事項

議案第 37号 呉市農業委員会の会長の互選について

議案第 38号 呉市農業委員会の会長職務代理者の互選について

議案第 39号 議席の決定について

議案第 40号 呉市農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について

協議事項

(1) 地区会委員協議会委員の選出について

(2) 呉市地方卸売市場運営協議会委員の選出について

報告事項

(1) 農地法等に基づく許可，証明申請に伴う現地調査について

(2) 呉市農業委員会会議規則について

(3) 農地法第3条の下限面積について

(4) 利用権設定等促進事業について

その他

出席委員

1番 生田 政行	2番 横段 登	3番 池田 勝憲	4番 倉本 寛
5番 水場 守信	6番 向井 幸弘	7番 林 武彦	8番 亀山 博司
9番 今井 満	10番 上田 勝則	11番 長迫 秀	12番 本末 満
13番 灰原 松二	14番 大道 正孝	15番 秋光 貴志	16番 土井 光弘
17番 西田 小百合	18番 石田 尚則	19番 北村 正次	

欠席委員

なし

事務局

平川事務局長　高屋事務局次長　大番主幹　上川課長補佐　須賀課長補佐　庭月野主任

(午前10時20分)

事務局 長：私は農業委員会事務局長の平川と申します。よろしくお願いいたします。

第23期呉市農業委員会の初総会の開会に先立ち、初総会の趣旨についてご説明させていただきます。本来、農業委員会の総会は会長が招集することになっていますが、農業委員の任期満了による任命の後に行われる最初の総会は「農業委員会等に関する法律」第27条の規定により市長が招集することになっています。従いまして、今回はご案内のとおり、市長が招集したものです。

議事に入るまでの間、私が進行させていただきます。よろしくご協力お願いします。

これより、総会議事日程の順に従って進めさせていただきます。

事務局 長：それでは、改選後初めての総会ですので自己紹介をお願いします。

配布しています「呉市農業委員会総会資料」の資料2-2「第23期呉市農業委員会の委員名簿」をご覧ください。この名簿は、50音順に仮議席として配席したものです。仮議席の順に、ご起立のうえ自己紹介をお願いします

(仮議席1番より19番まで各委員自己紹介)

事務局 長：市側出席者の自己紹介をお願いします。

(産業部参事、産業部副部長、農林水産課長の順に自己紹介)

(市側出席者退席)

事務局 長：続いて、農業委員会事務局の職員を紹介します。

(事務局長、事務局次長、主幹、課長補佐2名、主任の順に自己紹介)

以上で、自己紹介を終わります。

事務局 長：それでは、臨時議長の選出です。

資料7「呉市農業委員会会議規則」をご覧ください。第6条に「委員の任期満了による任命の後最初に行われる総会において会長が選任されるまでは、年長委員が臨時に議長の職務を行う。」と規定されています。従いまして、本日出席委員の中で最年長委員である「倉本 寛委員」に臨時議長をお願いします。

臨時議長：ご紹介いただいた倉本です。ご指名をいただきましたので、新議長が選出されるまでのあいだ、臨時議長を務めさせていただきます。

臨時議長：ただ今から、平成29年第8回呉市農業委員会総会を開会します。

「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定により、「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。」となっています。本日は、委員19名全員が出席していますので、総会が成立していることをご報告します。

本日の議事録署名者は、議席番号1番の委員と、2番の委員をお願いします。なお、議事録署名者の氏名は、議席決定後改めて申し上げます。

臨時議長：それでは、議案第37号「呉市農業委員会の会長の互選について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：「農業委員会等に関する法律」第5条の規定により「農業委員会に会長を置く。会長は、委員が互選した者をもって充てる。」とされています。ここで会長の職務について説明します。農業委員会総会の議事進行、広島県農業会議の常設審議委員として毎月の定例会議への出席、場合によっては現地調査にも参加します。また、年2回東京で開催される全国農業委員会会長大会に参加し地元選出の国会議員への要望活動等を行います。これら以外にも都市計画審議会や農協など各種団体との協議に出席していただくこととなります。

それでは、資料1をご覧ください。互選の方法はいろいろありますが、ここでは1案として、各ブロックから選考委員を選出し、その選考委員が協議して会長を推薦する方法を記載しています。過去3回は選考委員による推薦という方法をとりました。この方法による場合の選考委員の人数の決め方を2とおりに記載しています。各委員の住所及び利害関係を有しない中立委員をブロック単位として選考委員を決めるものです。まず、選考委員数のA案は、各5ブロックにおいて5人当り1人として、5で割った数の小数点を四捨五入した人数として計4人とする案です。次にB案は、各ブロックにおいて4人又は3人当り1

人として、3又は4で割った数の小数点を四捨五入した人数として計6人とするもので
す。

このほかにも、2案の1名を指名推選する方法、3案の選挙による方法などがあり、これ
以外にもいろいろな方法が考えられますが、これらの案を参考にご意見をお願いします。

なお、これよりご意見のある方は挙手をしていただき、臨時議長の指名によりご発言をお
願いします。

臨時議長：お諮りします。呉市農業委員会会長の互選の方法について、ご意見はありませんか。

本末委員：立候補の意思のある人がよい。

北村委員：これまでと同じで、各ブロック1名の選考委員による推薦がよい。

池田委員：1案がよい。

臨時議長：立候補による方法と、ブロック別に選考委員を決めその推薦によるという意見がありま
した。この2案の賛否について挙手をお願いします。

議場：（ブロック別に選考委員を決めて推薦するという意見多数）

臨時議長：ブロック別に選考委員を決めて推薦するという意見が多いようです。この方法によるこ
とについて異議はありませんか。

議場：異議なし。

臨時議長：つぎにブロック別の選考委員として、A案、B案についてそれぞれ賛成の方の挙手をお
願いします。

議場：（A案多数）

臨時議長：それでは、A案の各ブロック1名の選考委員による推薦による方法で行うこととしま
す。各ブロック1名の選考委員を選出し、選考委員は別室で協議をお願いします。

（一時休憩）

（第1地区 横段委員、第2地区 林委員、第3地区 北村委員、第4地区 土井委員
により協議）

臨時議長：それでは再開します。選考委員の代表者から選考結果を報告してください。

横段委員：協議した結果、全員一致で、第3地区の北村委員を会長に推薦することに決定しまし
た。

臨時議長：選考委員代表からの報告のとおり、北村委員を会長とすることにご異議ございません
か。

議場：異議なし

臨時議長：異議なしと認めます。よって北村委員が呉市農業委員会会長に当選されました。

それでは、北村会長に議長を交代します。

会長：会長に指名されました北村です。今後とも、よろしく申し上げます。

議長：議案第38号「呉市農業委員会の会長職務代理者の互選について」を議題とします。互選の方法について事務局より説明をお願いします。

事務局：「農業委員会等に関する法律」第5条第5項の規定により、「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」と規定されています。

会長職務代理者の人数を何名にするかによって互選方法も多数考えられます。会長の互選と同様に選考委員を選出しその選考委員が協議のうえ推薦する方法、何名かを指名推選する方法、選挙による方法などが考えられます。これ以外にもいろいろな方法が考えられますが、これらの案を参考にご審議をお願いします。

議長：会長職務代理者の人数及び互選の方法についてご審議願います。

今までは会長職務代理者の人数は会長選出地区を除く各地区から1名ずつの3名としていましたが、従来どおりの人数とすることではいかがでしょうか。

議長：異議なし。

議長：それでは、会長職務代理者は会長選出地区を除く各地区からの3名と決定します。

つぎに互選の方法ですが、今回は各地区で集まっていたいただき職務代理者を選出しました。ご意見ございませんか。

議長：さきほどの会長選出の際の選考委員で会長以外の3名を選考委員としてはどうか。

議長：さきほどの会長選考委員の3名を選考委員とするという意見がございました。この3名で協議し推薦していただくということではよろしいですか。

議長：異議なし。

議長：それでは、会長選出の際の選考委員3名で別室で協議をお願いします。

(一時休憩)

(横段委員、林委員、土井委員により協議)

議長：それでは再開します。選考委員の代表者から報告をお願いします。

横段委員：協議した結果、第1地区 横段委員、第2地区 林委員、第4地区 土井委員を推薦することに決定しました。

議 長：ただいま選考委員より、第1地区 横段委員、第2地区 林委員、第4地区 土井委員を推薦するむね報告がありました。この3名を会長職務代理者とすることとしてよろしいですか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、第1地区 横段委員、第2地区 林委員、第4地区土井委員の3名を会長職務代理者と決定します。なお、会長職務代理者の順位については、会長一任とさせていただきますと思いますが、よろしいですか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、会長職務代理者からご挨拶をお願いします。

（横段、林、土井各会長職務代理者挨拶）

議 長：会長1名及び会長職務代理者3名が決定しました。今後3年間この4名で協力しながら委員会業務を推進したいと思いますので、皆様のご協力をお願いします。

議 長：つぎに議案第39号「議席の決定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局：資料7「呉市農業委員会会議規則」第7条の規程により「委員の議席は、任期の最初に開かれる総会において、くじで定める。」とあります。この議席の決定方法ですが、資料2-1をご覧ください。1案は、全員が一括クジを引いて決める方法です。この場合、地域的にバラバラの配席となります。2案は、各地区の第1地区から第4区まで及び中立委員をブロック単位、順番として、各ブロック内でクジをひく方法です。つぎの3案は、呉地域から始めるのではなく、クジでブロックごとの順番を定め、その後各ブロック内でクジをひく方法です。なお、クジを引かない方法による場合は、今の席順と同じとなります。

なお、今期から会長の議席については、総会における配席の関係で19番と固定させていただきます。

ちなみに今回は、クジを引かずに仮議席のとおりで議席を決定しました。以上の3案の方法などを参考に、ご審議をお願いします。

議 長：議席の決定について、ご意見ございませんか。

議 場：（2案多数。）

議 長：それでは2案で決定します。事務局よりクジの配付及び議席決定後の説明をお願いします。

(各地区順にクジ引き実施)

事務局：資料２－２の「委員名簿」の議席欄に議席番号をご記入ください。上から順に申し上げます。

秋光委員	１５番	生田委員	１番	池田委員	３番	石田委員	１８番
今井委員	９番	上田委員	１０番	亀山委員	８番	北村委員	１９番
倉本委員	４番	大道委員	１４番	土井委員	１６番	長迫委員	１１番
西田委員	１７番	灰原委員	１３番	林委員	７番	水場委員	５番
向井委員	６番	本末委員	１２番	横段委員	２番		

以上です。なお、議席の入った名簿は、次回の総会でお渡しします。

(席変更)

議長：それでは議席が決まりましたので、本日の議事録署名者に、１番 生田委員、２番 横段委員を指名します。

議長：つぎに議案第４０号「呉市農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局：資料３「呉市農地利用最適化推進委員の候補者名簿」をご覧ください。農地利用最適化推進委員は、平成２８年４月１日施行の改正「農業委員会等に関する法律」により設置されたもので、農地面積１００ヘクタール当たり１人の割合で配置できるとなっており、呉市では定数を２０名と定め、第１地区から第４地区にそれぞれ５名を配置するとしています。資料に記載の２０名を呉市農地利用最適化推進委員に委嘱することについて「農業委員会等に関する法律」第１７条第１項の規定により農業委員会の承認を求めるものです。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

倉本委員：推進委員の担当地区は決まっているのか。

事務局：本日承認いただきましたら、推進委員に委嘱後、地区ごとに集まっていただいて決めていただくことにしています。

本末委員：推進委員の仕事は何か。

事務局：農地の集約化、利用の最適化及び遊休農地対策のために各地区で活動を行っていただくものです。

議長：そのほか、ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。
議 長：ないようですので、本件は承認と決定してご異議ございませんか。
議 場：異議なし。
議 長：それでは、20名の候補者を農地利用最適化推進委員に委嘱することに決定します。

議 長：つぎに協議事項に入ります。協議事項1「地区会委員協議会委員の選出について」事務局の説明をお願いします。

事 務 局：資料4「地区会委員協議会委員の選出について」をお願いします。呉市農業委員会の組織図を記載しています。上の方に役員協議会とありますが、これは会長と職務代理者3名で構成します。一番下に第1地区から第4地区までの各地区会について地区ごとに委員の名前を記載しています。中央に記載している地区会委員協議会は、役員協議会と各地区会の中に位置するもので、役員4名と各地区1名の委員で構成されます。この協議会は、重要度または緊急度の高い案件が生じた場合に、総会で審議する前に検討していただくために開催するものです。各地区で協議のうえ、1名ずつの選出をお願いします。

議 長：各地区でご協議いただき、1名を選出してください。

(一時休憩)

(地区ごとに協議)

議 長：それでは再開します。各地区から報告してください。

各地区代表者：第1地区 4番 倉本委員 第2地区 5番 水場委員
第3地区 10番 上田委員 第4地区 11番 長迫委員

議 長：それでは、各地区選出のとおり決定します。地区会委員協議会委員の4名には、3年間よろしくをお願いします。

議 長：協議事項2「呉市地方卸売市場運営協議会委員の選出について」事務局の説明をお願いします。

事 務 局：資料5「呉市地方卸売市場運営協議会委員の選出について」をご覧ください。農業委員会が推薦する呉市地方卸売市場運営協議会委員は、平成28年4月1日から平成29年7月31日まで北村委員に就任いただいていたましたが、委員の任期満了により現在空席となっています。

呉市地方卸売市場運営協議会委員の役割は、地方卸売市場の運営に関し必要な事項を調

査、審議するものです。委員定数12名で構成されており、4名の学識経験者のうち1名を農業委員会が推薦するもので、任期は2年とありますが、今回推薦いただく委員については、北村委員の残任期間である平成30年3月31日までとなります。なお、運営協議会の庶務は産業部商工振興課が担当し、報酬は月額10,000円です。ご協議をお願いいたします。

議 長：呉市地方卸売市場運営協議会委員の選出について、ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：会長一任。

生田委員を推薦します。

議 長：会長一任という意見と、生田委員をとという意見がありましたので、私から、生田委員を指名させていただきます。これにご異議ございませんか。

議 場：異議なし

議 長：それでは、生田委員を呉市地方卸売市場運営協議会委員に推薦することに決定します。

議 長：報告事項に入ります。一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：資料6-1「農地法等に基づく許可及び証明申請に伴う現地調査の実施要領」をご覧ください。これは、農地法等に基づく許可及び証明申請に関する事務の適正かつ円滑な処理を図るため、現地調査の実施方法を定めるものです。第3条の調査方法で、原則として農業委員2名と事務局職員で現地調査を行います。なお、合併8町（音戸、倉橋、川尻、安浦、下蒲刈、蒲刈、豊浜、豊）の現地調査は各市民センターの担当職員も同行します。それぞれの市民センター担当者とは事務局担当者については現地調査計画表のとおりです。つぎに資料6-2「平成29年度 農業委員会総会開催計画表」をお願いします。毎月の流れですが、原則10日を申請締め切り日とし、現地調査を中旬に行います。現地調査の順番は1日目が旧呉地区。2日目が音戸、倉橋地区。3日目が川尻、安浦地区。4日目が下蒲刈、蒲刈、豊浜、豊地区としています。総会は月末としており、総会では、調査報告を事務局職員が行い、その後現地調査していただいた委員に補足説明を行っていただきます。

資料7「呉市農業委員会会議規則」をお願いします。この会議規則は、農業委員会の委員総会の会議の詳細について定めたものです。ご精読よろしくお願いいたします。

資料8「農地法第3条の下限面積について」をお願いします。農地を耕作する目的で売買、貸借等を行う場合は、農地法第3条の規定による許可が必要となります。許可に当っ

ては、取得しようとする農家の取得後の経営面積が、当該農地の所在する地区の経営面積の要件を満たす必要があります。その面積のことを「下限面積」といい、その面積に達しなければ許可できません。平成21年12月15日から資料の表のとおり各地区において下限面積を定めており、今年度も4月総会でご審議いただき、下限面積の変更は行わないと決定しています。

資料9「利用権設定等促進事業について」をお願いします。利用権設定等促進事業は、「農業経営基盤強化促進法」に基づく事業です。農地等の貸し借りをを行う場合に、貸し手、借り手からの申出を受け「農用地利用集積計画」を作成し、農業委員会の決定を経て公告することにより、農地の貸し借りができる制度です。資料の手順4のとおり貸借期間の満了後、利用権の再設定を行うことで継続して借りることが可能です。また、資料の農地法の特例1のとおり利用権設定は農地法第3条の許可を得たのと同等の権利移動の効力が生じます。なお、資料のその他2のとおり貸借期間が満了すれば農地は出し手に確実に返還され、農地を貸したら返ってこないという貸し手の不安が払拭されます。

議 長：ただいまの報告事項について、何かご質疑、ご意見はございませんか。

議 場：なし。

議 長：つぎに、その他として「農業委員等の公務災害共済制度について」事務局より説明をお願いします。

事 務 局：資料10「市町村農業委員等の公務災害共済制度について」をご覧ください。この制度は農業委員や農地利用最適化推進委員が公務従事中に不慮の事故により、死亡又は入院、通院された場合に見舞金を支払う制度です。今回は、新任の委員も前任委員からの継続で本日から9月まで一口加入済みとなっています。10月に契約更新となりますが、現在はB型に加入し、保険料は1人1口1,500円で、呉市農業委員会協議会の積立金から支払っています。資料の5給付内容にあるように、1口について、公務による傷害の場合、死亡560万円、後遺障害はその程度に応じて22万4千円から560万円、入院は1日につき5,000円、通院は1日につき4,000円が支払われます。現在の契約をこのまま継続するか、または増額するかについてご審議願います。

議 長：何かご質疑、ご意見はございませんか。

議 場：現状のまま継続でよいのではないか。

議 長：それでは、1口で継続申し込みとします。

議 長：つぎに「農業委員，農地利用最適化推進委員の合同研修会について」事務局より説明をお願いします。

事務局：資料１「農業委員，農地利用最適化推進委員の合同研修会について」をご覧ください。
農業委員１９名，農地利用最適化推進委員２０名を対象に，平成２９年８月１０日，１３時３０分から，呉市役所７階会議室で合同研修会を行います。研修講師は広島県農業会議の鴻崎主監にお願いしています。ご出席をお願いします。

議 長：以上で，本日の議事は全て終了しました。今までを通じて，何かご意見等ございますか。

議 場：なし。

議 長：事務局から，このほか何かありますか。

事務局：ありません。

議 長：それでは，次回平成２９年第９回総会の日程を申し上げます。

平成２９年８月３１日 木曜日 午後２時から

場所は，呉市役所 ７階 ７５５から７５８会議室です。

以上で平成２９年第８回呉市農業委員会総会を閉会します。

長時間のご協議ありがとうございました。

(午前 １１時５０分)